

20200529 近畿第 27 号
令和 2 年 6 月 9 日

株式会社プラネット
代表取締役 鈴木 忠樹 殿

近畿経済産業局長 米村 猛



アルコール輸入事業許可書

2020 年 5 月 27 日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法（以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

申請のありました貯蔵所に係る整理番号は、別紙のとおりとします。

なお、この処分に不服がある場合は、本通知を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、書面により経済産業大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。

また、訴訟によりこの処分の取消しを求める場合は、本通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 本通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1. 許可番号 4-5-06465
2. 条件

- (1) アルコール（特定アルコール（法第 2 条第 4 項に規定する特定アルコールをいう。以下同じ。）を除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第 25 条及び第 30 条において準用する法第 9 条第 1 項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
- (3) アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から 5 年間保存すること。

